

ジェネリック医薬品の積極的な活用!



ジェネリック医薬品は…

厚生労働省が、先発
医薬品(新薬)と同等と
認めた医薬品です。

先発医薬品(新薬)の特
許満了後に開発されるため、
開発期間が短く、開発費用も
少ないため安価な価格が可
能となります。

先発医薬品(新薬)の2割～
7割程度の価格ですので、
皆さんの自己負担が少なく
なり、“お薬代の節約”が
できるのです。

※飲み薬だけでなく、点眼薬や軟膏などの外用薬、点滴用薬などもあります。
ただし、すべてのお薬に対応できるわけではありません。
また、病気の症状などにより先発医薬品(新薬)が適切な場合もあります。

**ジェネリック医薬品のご利用にあたっては、
医療機関等において、医師・薬剤師とよく
ご相談ください。**

★本組合では、組合員の皆さんのお薬代の負担軽減や短期財政の健全化につながることから、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。ご協力よろしく申し上げます。

ジェネリック医薬品に興味を
お持ちの方は、下記のサイト
にアクセスしてみてください。

日本ジェネリック医薬品学会ホームページ

「かんじゃさんの薬箱」
<http://www.generic.gr.jp>

貸付規則等改正のお知らせ

平成27年10月から貸付規則及び貸付規則施行細則の改正を行いましたのでお知らせします。

1. 貸付金の財源の変更

平成27年10月1日の被用者年金制度の一元化に伴い、貸付金の財源を預託金管理経理から経過的長期預託金管理経理に変更しました。

2. 貸付金の限度額の算定及び貸付けの制限の算定の基礎となる給料の取扱い

掛金・負担金の算定方法が、標準報酬制へ移行しましたが、それ以降の貸付金の限度額の算定の基礎及び貸付けの制限の算定の基礎となる給料について、従前どおり給料月額を基礎とすることとしました。

3. 貸付利率(本則)の改正

貸付金の利率(本則)を次のとおり引き上げました。

貸付種別	改正後	改正前
普通貸付・住宅貸付・特別貸付	4.46%	4.36%
災害貸付	3.72%	3.63%
災害貸付(政令指定激甚災害)	2.42%	2.33%
在宅介護対応住宅貸付	4.20%	4.10%

4. 特例利率の改正

貸付金の利率の特例として、財政融資資金利率に応じて貸付金の利率を引き下げる場合の第1号区分の上限の利率を年4.2%に改正しました。※太枠のみ追加改正されました。

財政融資 資金利率	改正後				改正前			
	普通貸付 住宅貸付 特別貸付	災害貸付	災害貸付 (政令指定 激甚災害)	在宅介護 対応住宅 貸付	普通貸付 住宅貸付 特別貸付	災害貸付	災害貸付 (政令指定 激甚災害)	在宅介護 対応住宅 貸付
4.2%～	4.46%	3.72%	2.42%	4.20%	-	-	-	-
4.1%	4.36%	3.63%	2.33%	4.10%	4.36%	3.63%	2.33%	4.10%
2.5%～4.0%省略								
2.4%以下	2.66%	2.22%	1.72%	2.40%	2.66%	2.22%	1.72%	2.40%

なお、現在の貸付利率においては、特例利率が適用されていることから、実際に適用される貸付利率に変更はありません。(現在2.4%以下の特例利率適用)

※上記については、平成27年11月12日から施行し、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)から適用いたします。なお、適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日以後の償還利息等についても改正後の規定を適用することといたします。